

令和 8 年度の市の取組みについて

目次

1. 保健福祉部

- (1) 子ども政策課 1 ページ
- (2) 子ども家庭課 2 ページ
- (3) 介護・障害福祉課 3 ページ

2. 教育委員会事務局

- (1) 教育総務課 4 ～ 6 ページ
- (2) 生涯学習課 7 ～ ページ

令和8年度 子ども政策課の主な取り組み

1 【重点事業】 こども計画等策定事業

- (1) 子ども・若者ワークショップによる意見聴取
- (2) 計画案に関するパブリックコメントの募集
- (3) (仮称)多賀城市こども計画の策定

2 【重点事業】 公立保育所再編事業

- (1) 八幡保育所大規模改修工事(志引保育所へ一時統合)
 - (2) 志引保育所解体工事設計業務
 - (3) 今後のスケジュール
- ・令和9年度 八幡保育所開所(志引保育所を廃止)
志引保育所解体工事

3 【重点事業】 保育士確保支援事業(継続)

- (1) 保育士宿舍借上げ支援事業費補助金
民間保育施設の寮を利用する保育士の家賃等支払いを支援
令和7年度から新規対象保育士への支援内容を拡充(最長5年間の家賃補助)

4 教育・保育施設等整備推進事業

- (1) 私立幼稚園の認定こども園移行に伴う施設整備(創設)への補助

5 保育所等物価高騰対策補助事業

- (1) 保育所等物価高騰対策補助事業
保育所等への事業運営支援として、食材費及び光熱費の価格上昇分相当額を補助

令和8年度ヤングケアラー支援事業について

1 目的

令和6年6月に、ヤングケアラー支援を一層強化するため、子ども・若者育成支援推進法等が改正され、ヤングケアラーを関係機関等が各種支援に努めるべき対象として法律上明記された。

本市では、ヤングケアラーの実態調査を行い、疑いのある子を含めてヤングケアラーの把握に努め、適切な支援に結び付けられるよう支援を実施。

【ヤングケアラーとは】

子ども・若者育成支援推進法は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている」と認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

2 令和7年度ヤングケアラー支援事業(アンケート調査・支援)について

- (1) 対象:市立中学校全クラス
- (2) 実施場所:各教室
- (3) 実施内容:

授業1コマを活用し、アスイク作成の教員用マニュアルに基づき、ヤングケアラーについて説明の後、啓発動画視聴(約15分)⇒タブレットにてアンケート調査実施(15分程度)。希望者に対し、学校にて面談の上、各種サービスへつなぐ。

3 令和8年度

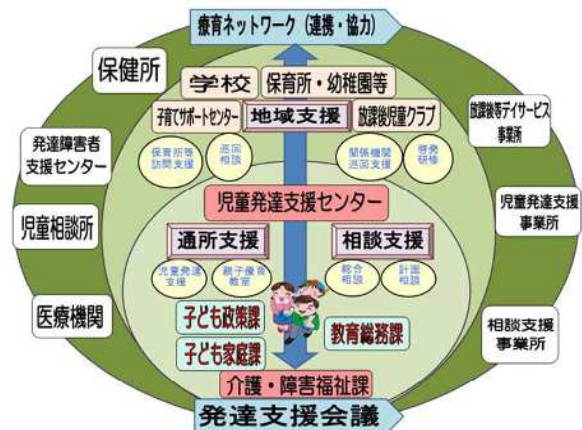
- (1) 対象:市立小学5、6年生
- (2) 実施場所:調整予定

関係機関巡回支援について

【内容】

地域全体で子どもたちの育ちを支えていけるよう、児童発達支援センター太陽の家が事業所支援を行う。

- R6年度は対象施設へニーズ調査を実施。



【R7年度実施状況】

支援対象	支援方法	支援内容
小規模保育事業所 事業所内保育事業所	① 保育相談への同行 (4回)	基幹保育所の保育相談に同行し、子どもへの関わり方や保護者や他機関との連携の取り方に悩んでいるケースについて相談を受ける。子どものいる時間の行動観察(1.5時間)とカンファレンス(1時間)を実施する。
巡回相談対象施設 子育てサポートセンター	② 連携に関する相談 (42回)	保護者や他機関との連携の取り方に悩んでいるケースについて相談を受ける。
西部児童センター 鶴ヶ谷児童館 放課後児童クラブ	③ 環境整備への助言 (15回)	子どものいる時間の行動観察(1.5時間)とカンファレンス(1時間)を実施する。
西部児童センター 鶴ヶ谷児童館 放課後児童クラブ	④ 事例検討型の研修 (6回)	事例検討を通じて、気になる子どもや発達に障害のある子どもを支援する際の、基本的な視点や支援方法を考えるプロセスを学ぶ。事例検討を通じて職員の知識や技術の向上、職員間連携を助ける。
障害児通所施設	⑤ 事業所交流会の開催 (2回)	地域の事業所が一堂に集まり、関係づくりや支援に関する様々な情報交換を行う機会を提供する。
上記のうち希望する施設	⑥ 講話型の研修 (2回)	施設が開催する研修会等において講師等を派遣することが妥当と認められた場合に講師を派遣する。

➡R8年度継続

令和8年度教育総務課の主な取り組み

1. たがじょう心のケア教育相談事業(令和8年度継続)

子どもたちが抱える問題や課題を早期発見できるように相談体制を確保し、いじめや学校不適応といった問題の解決に向けて各専門家による連携支援を実施

(1) スクールカウンセラーの全校配置

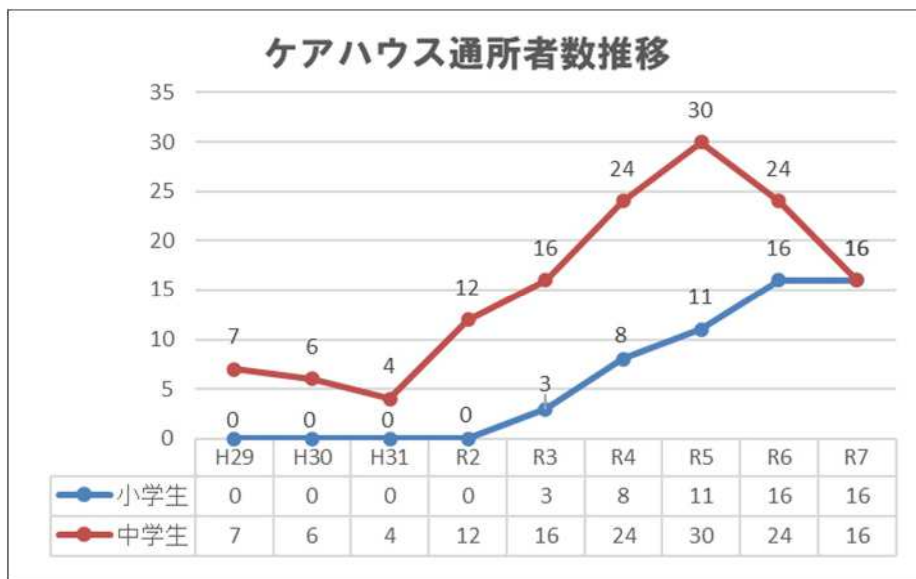
- ・ 県費負担非常勤職員を全校1名ずつ配置
- ・ 各学校にて月3～4回相談日を設定し、児童生徒、保護者及び教職員等が相談可能

(2) スクールソーシャルワーカーの派遣

- ・ 県からの委託契約に基づき、市が直接雇用を行い、各学校の申請に応じて派遣
- ・ 3名任用
- ・ 問題を抱える児童生徒がおかれている環境への働きかけを行い、関係機関等とのネットワークの構築、連携及び調整、学校内におけるチーム体制の構築支援等を行う。

(3) たがじょう子どもの心のケアハウスの運営

- ・ 平成29年度開所し、令和4年度から特定非営利活動法人アスイクへ業務委託
- ・ 令和8年1月から主な活動拠点先を「たがじょうきち」に変更(別添参照)
- ・ 通所者数は増加傾向(グラフ「ケアハウス通所者数(実数)推移」参照)



(4) 学校内の別室登校児童生徒への対応支援

普通教室での学習や集団活動に不安を抱えている児童生徒が安心して学ぶことができる校内環境の整備を支援

- ・ 学び支援教室の設置 (山王小、城南小、第二中、高崎中)

※県の学び支援教室支援事業を活用して実施しており、本事業により学び支援教室担当教員が加配され、県の学び支援教室コーディネーターからの助言を受けながら対応。市としては教材や参考図書等の購入費用の支援や学生ボランティアを派遣

- ・ その他各校における別室 (保健室、空き教室等)

各校の工夫により対応しており、教材や参考図書等の購入費用を支援

2. 地域とともにある学校づくり事業(コミュニティ・スクール)(令和8年度継続)

地域とともにある学校を目指した学校運営協議会の設置・運営(生涯学習課の学校協働活動事業と両輪で推進)

(1) 学校運営協議会の設置状況

- ・全小中学校に学校運営協議会設置済

(2) 自主学習支援の取組

- ・多賀城スコーレ(夏季休業3日間及び冬季休業2日間)の開催
東北学院大学学生ボランティアや地域ボランティア等を活用し、3公民館にて実施

(3) その他、地域と連携した活動の推進

- ・地域ぐるみ生徒指導委員会(中学校区単位)に対する補助金支援(1校当たり62,500円)
本委員会は、子ども110番の家とりまとめや防犯マップの作成配布等を実施

3. 学校教育支援事業(令和8年度継続)

児童生徒が夢や希望をもち、充実した学校生活を送ることができるよう、各種支援員の配置や教育支援システムの活用等を行う。

(1) 子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援を行うため、支援員を配置

ア 特別支援教育支援員

小中学校の特別支援学級在籍児童生徒数等に応じて支援員を配置

イ 学習指導支援員

小学校に1名ずつ配置し、個別の学習支援等を行う。

ウ 理科支援員

小学校に1名ずつ配置し、実験等の準備や授業支援を行う。

エ 部活動指導員

中学校の希望に応じて配置

(2) 特別支援教育支援システムの活用推進

主に特別支援教育について、個別の教育支援計画や指導計画の作成、教材や研修動画の活用など、子どもたち一人一人に寄り添った学びの提供を目指すため、各小中学校に教育支援システムを活用

(3) 看護師の配置

医療的ケアを必要とする児童に対し、看護師を配置(小学校1校)

4 部活動地域教育プロジェクト事業(令和8年度継続)

少子化の時代にあっても学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動となるとともに、教員の長時間勤務の解消を図るため、スポーツ団体、保護者、民間事業者等の協力のもと、地域におけるスポーツ及び文化芸術の環境整備を図るもの

(1) 部活動地域教育プロジェクト検討協議会の設置・会議開催

(2) 居場所一覧の作成

(3) 個別課題等について検討

たがじょう子どもの心のケアハウス

移転先外観 シンプルな白い建物に、木をふんだんに活用した2階建て



移転先内観

1F



壁全体をホワイトボードとして活用できるスペース



交流やまなびのスペースの中に、お子様たち一人ひとりが自分らしく

過ごせる「たまり」の場を各所に配置。奥にはキッチンがあり、本格的な調理活動が可能。

階段下スペースを利用した半個室

2F



登り下りだけでなく、その場所自体が「たまり」の場になり

一階や二階の一部にもなるよう工夫された階段



天井が高く、開放感のある設計。椅子や机は活動に合わせて自由に動かせる。

学習などに集中できる壁向き設計の半個室